

目次

1) 男女共同参画委員会についてー設置の経緯

参考1 「男女共同参画の推進について」 (平成13年4月1日 学報掲載文)

2) 男女共同参画の具体的推進策

3) 東北大学男女共同参画委員会規程

4) 平成13年度男女共同参画委員会委員名簿

5) 参考資料

参考2 男女共同参画社会基本法 (内閣府HP)

参考3 部局別職種別女性教官比率調

6) 今後の活動

7) 相談窓口開設のお知らせ (平成14年1月18日)

1) 男女共同参画委員会について——設置の経緯

男女共同参画委員会委員長

副総長 馬渡 尚憲

この平成13年4月から東北大学に「男女共同参画委員会」が設置され、東北大学における男女共同参画の推進に向けて、本格的な活動を開始いたしました。本学に男女共同参画推進のいわば「司令塔」ができたということでもあります。

本学は開学時には、「門戸開放」で傍系入学を許し、その中で女性の入学志願があったときも受験資格を認め我が国で初めて男女共学を実現しました。しかし、それから約90年東北大学の女性教員比率は国立大学で90位ということでもあります。

東北大学に、教員、院生・学生、職員に優秀な人材を集めるというのは、本学が国際水準の研究大学であり続ける上で基本方針でなければならないと思います。その際、女性は母数の大きさから言っても外国人とともにとりわけ重要です。

女性で能力のある人たちが、本学に院生・学生として入学したり、教員としてあるいは職員として職を得る上で、障害になっている要因はないか。形式より実質だと思えます。これを現教職員の意識、制度、諸条件・環境・設備等にわたって分析し、この障害を除去し、男女共同参画大学を実現する必要があります。これは、女性の権利の問題としてだけではなく、東北大学の研究教育の今後の充実のために是非必要なことだと思えます。

本学で全学レベルの男女共同参画についての議論が始まったのは、平成10年度の「東北大学の在り方に関する検討委員会」の「研究教育等改革小委員会」においてでした。その時、委員が各部局の女性教官に意見も聞き、それを踏まえて議論しましたが、委員の間に一種のポジティブ・アクションをとる考えとレッセ・フェールの考えとがあり、結論には至りませんでした。

今回、「男女共同参画委員会」を設けるについては、国レベルの「男女共同参画社会基本法」の成立（平成11年6月）と国立大学協会ワーキング・グループの報告（平成12年5月）がきっかけになりました。阿部博之総長のプッシュも大きな要因になりました。「東北大学の在り方に関する検討委員会」の平成12年度付託検討事項に「男女共同参画について」が追加され、在り方委員会では、部会（菅井邦明教育学研究科長）の検討を踏まえて検討し、在り方委員

会の答申が評議会で承認された結果、本委員会が設置されました。

この委員会は、「男女共同参画を推進する」ことを目的にしています。その推進のために、現状を分析し、必要な措置を考え、これを働きかける本学常置の委員会であります。具体的には、①状況把握と自己評価報告書の作成(年1回)、②広報活動、③総長(全学)への措置の提案、④部局への調査(現状や取組策)、⑤ジェンダー学・教育の振興、⑥相談窓口の設置、等が任務であります。部局については、部局の実状を踏まえ、「数値目標等を含めた」中長期的目標と具体的取組み策を検討していただくことになっております。委員は各部局から出していただくわけですが、全体の構成について男性・女性とも比率が3/10を下回らないように定められています。あわせて企画室に1名(才田いずみ教授)が加えられました。

発足した委員会は、辻村みよ子副委員長他の委員のご尽力もあり、部局長や教職員個人へのアンケート調査を行うことなど、活発な活動を開始しています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。(平成13年9月7日)

[このページの先頭\(目次\)へ戻る](#)

平成13年4月1日—学報掲載—「男女共同参画の推進について」

平成13年4月1日
総長 阿部博之

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年5月には、国立大学協会が「国立大学における男女共同参画を推進するために—報告書—」を作成しました。

本学では、平成12年6月の評議会において、男女共同参画推進の方針等の検討を評議会の下にある「東北大学の在り方に関する検討委員会」に付託しました。この度、同委員会から、統計調査や女性教官との懇談会等を実施し検討を行った結果について報告があり、去る平成13年2月の評議会で同報告を承認いたしました。

報告にもありますように、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することは、国、地方公共団体および全国民が等しく負う義務であります。わけても諸学の先端的研究を担い、同時に次の世代

を担う中核的な国民を教育する国立大学が、男女共同参画社会の実現に対し果たすべき役割は非常に重く、本学も当然にその一翼を担わなくてはなりません。

周知のとおり、本学は、1913年（大正2年）に、全国に先駆けて女子に帝国大学の門戸を開いたという輝かしい伝統を持っています。しかし、現状について見るならば、例えば講師以上の教官中に占める女性の比率は全国立大学の中でも非常に低い状態にあります。

本学が男女共同参画の側面においても全国をリードする立場に立てるよう、ここに改めて東北大学が男女共同参画社会の実現に対して積極的に取り組む意志を表明し、同時に全学構成員に対して、報告に基づき設置される「男女共同参画委員会」の活動への支援と各部局におけるたゆまぬ改善への努力を要請いたします。

男女共同参画の具体的推進策は次の5点からなっています。

- 1 副総長（総務・企画担当）を委員長とする東北大学男女共同参画委員会を設置する。委員会は、毎年一度、東北大学全体の男女共同参画の現状について自己評価を行い、その結果を公表する他、全学に対する必要な啓発活動を行い、また、随時、総長に対して必要な提言を行う。
- 2 総長の下に置かれている企画室（現在は、総務・企画担当の副総長および教授又は助教授による室員7名で構成）に女性室員を増員する。
- 3 各部局は、数値目標等を含めた中長期的目標およびその目標達成のための具体的取り組み策を作成する。各部局の長は、毎年現状を調査し、また、男女共同参画を阻害する要因によって部局員の人権が侵害された場合には、積極的に救済策を講じる。
- 4 全学教育において「ジェンダー学」関連科目を積極的に開講し、また総合図書館に関連文献を整備する。
- 5 男女共同参画をめぐる諸問題の相談に応じるために、相談窓口を設置する。このうち、総長の下に企画室に女性室員を増員することについては、3月1日付で文学研究科の才田いずみ教授に委嘱し、また、東北大学男女共同参画委員会については、4月1日に設置いたしました。

[このページの先頭（目次）へ戻る](#)

5) 参考資料

- ・ 男女共同参画社会基本法 (内閣府HPへ)
(<http://www8.cao.go.jp/danjyo/9906kihonhou.html>)

[このページの先頭\(目次\)へ戻る](#)

6) 今後の活動

男女共同参画委員会では、すでに平成13年8月に各部局長宛に、各部局の方針及び実態の把握をするためのアンケートを実施し、さらに10月には全教職員を対象とした意識調査を実施しております。

また、「男女共同参画に関する相談窓口」を試験的に設置いたしました。詳細は [相談窓口開設のお知らせ](#) をご参照下さい。

さらに、全教職員を対象とした意識調査や育児休業取得者などについての資料を揃え、現時点の東北大学における男女共同参画の実態を把握した上で、より良い男女共同参画社会を目指すために、平成14年にシンポジウムを開催することを予定しています。

7) 相談窓口開設のお知らせ

—相談予約受け付け中—

東北大学男女共同参画「相談窓口」開設のお知らせ【教職員対象】

相談試行期間：平成14年1月下旬—平成14年3月29日

相談室：川内地区・保健管理センター 2階 学生相談所内

東北大学男女共同参画委員会では、本学における男女共同参画を推進するための一環として、男女共同参画「相談窓口」を、試行的に開設することにいたしました。この「相談窓口」は、本学においてどのような種類の問題が現実存在するかについて、教職員の生の声を聴き、問題の整理を行い、「相談窓口」のあり方を検討するために設けるものです。

下記の東北大学男女共同参画「相談窓口」開設の趣旨をよくご理解の上ご利用ください。プライバシーには十分配慮いたします。

現在相談予約受付中です。

受け付け方法

(1) 相談は予約制とします。

相談時間帯は、原則として、平日の9時—12時、13時半—16時半を割り当てますが、相談員の都合と整合が取れる時間帯に設定させていただきます。

★ 受付は電子メールで、danjyo@bureau.tohoku.ac.jp宛てに「氏名、所属、職、相談希望日時・曜日・時間帯」を記して、申し込んでください。

折り返し、相談日時の候補をお知らせします。

★ 電話での受付も行います ⇒ 電話番号：022-217-4807
担当事務官が電話に出ますが、相談員が折り返し電話しますので、

上記の情報のほかに電話番号、連絡希望日時・時間帯、を事務官に伝えてください。

【連絡まで1日以上かかることがあります】

- (2) 相談室は準備中です。決まり次第お知らせします。
- (3) 相談員には、下記の男女共同参画委員会委員が当たります。

生田久美子教授	(教育学研究科)
菊池武剋教授	(学生相談所)
寺山恭輔助教	(東北アジア研究センター)
福島悦子講師	(留学生センター)
山本光璋教授	(情報科学研究科)

- (4) セクシュアルハラスメント関連問題は、「セクシュアルハラスメント相談窓口」(電話・Fax 022-217-7812)に申し出てください。

東北大学男女共同参画「相談窓口」開設の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されましたが、その背景には、これからは、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性差)に基づく差別すなわち性差別をしていたのでは、社会ひいては人類そのものの未来が無いという基本思想があると思われま

すなわち、難問山積の現代社会にあっては、男女が結束し、それぞれの得意分野を活かしながら、その解決に当たっていかなければ、真の問題解決は得られないという考え方です。

東北大学男女共同参画「相談窓口」は、

この思想の下に男女が力を合わせて、
諸問題の解決に当たろうとする「証」としたいと考えます。

したがって、この「相談窓口」では、
男女共同参画を阻害する本学における諸問題解決への道筋を共に考えますが、
それのみにとどまらず、男女共同参画を推進するための前向きな提案や、
互いのコミュニケーションの窓口としても
機能するようにして行きたいと考えています。

[このページの先頭（目次）へ戻る](#)

3. 相談窓口試行期間ルール

1. この期間は、「問題の整理」を趣旨とすることとしている。したがって、相談者に対して、このことを十分に理解してもらうことが重要である。すなわち、個別の問題に対して、解答が得られない場合があること、特に人事に関わる事柄についてはその場合に該当すること。
2. 相談者のプライバシーには二重三重に配慮することが重要である。相談の個人名は各相談員が持参する相談カルテに記載する他は、極秘にすることを原則とする。相談カルテは、各相談員が厳重に管理する。【相談員が任期を終えて交替する場合は、相談カルテの扱いをWGにおいて審議して決める事とする】
3. 相談カルテの内容は、固有名詞【氏名、所属部局】をふせて、メモを作り、山本委員にメールで mituaki@yamamoto.ecei.tohoku.ac.jp に報告する。
4. 山本委員はそれを何件かまとめて各委員に郵送する。